

「佐渡市部活動の在り方に係る方針」

平成 30 年 10 月
佐渡市教育委員会

「佐渡市部活動の在り方に係る方針」策定の趣旨

（部活動の意義）

部活動は、生徒が自主的、自発的に参加し、スポーツや文化及び科学等に親しむことにより、学校教育が目指す学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として実施されてきました。

（部活動の課題）

しかし、国の調査や県が実施した「平成 29 年度新潟県運動部活動実態調査」から、指導する教員の指導日数や時間、担当部活動の競技未経験による技術指導の問題、生徒の成長に合わせた活動時間などの課題が明らかになりました。

（新潟県部活動の在り方に係る方針の策定）

県教育委員会では、平成 29 年 3 月に「運動部活動在り方検討委員会」を設置し、議論を行ってきました。その結果を踏まえ、中学校、高等学校において部活動の適切な運営が図られるよう、平成 30 年 5 月に「新潟県部活動の在り方に係る方針」を策定しました。

（佐渡市部活動の在り方に係る方針の策定）

これらの部活動を取り巻く様々な課題に対し、佐渡市教育委員会では、平成 29 年に佐渡市中学校長会との話し合いを 2 回開催しました。

上記の国・県の方針、佐渡市中学校長会作成「佐渡市中学校校長会部活動運営ガイドライン（案）」等を踏まえ、佐渡市教育委員会では、中学校において適切な運営が図られるよう「佐渡市部活動の在り方に係る方針」を策定しました。

（今後の方向性）

本方針が、佐渡市内の学校で積極的に活用され、部活動の内容や指導の在り方について必要な検討や見直し、創意工夫による改善が進み、それぞれの特色を生かした適切で効果的な指導が行われることにより、部活動が一層充実していくことを期待します。

そして、生徒のバランスの取れた健全な成長及び教職員のワーク・ライフ・バランスの実現が図られ、「生徒にとっても教職員にとっても魅力のある部活動」となっていくことを期待しています。

なお、「文化部活動」についても「生徒のバランスの取れた健全な成長の確保」、「教員のワーク・ライフ・バランスの実現」等の観点から、適切な休養日の設定や活動時間の設定等、本方針に示す基準に準じた取り扱いを行うこととします。

目 次

1	部活動の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 1
2	これからの部活動の在り方・・・・・・・・・・	P 2
	(1) 基本方針	
	(2) 基本方針の実現に向けた取組	
	① 部活動の方針の策定及び活動計画・実績の作成	
	② 適切な休養日や活動時間の設定	
3	適切な運営のための体制・環境整備・・・・・・・・	P 6
	(1) 指導・運営に係る体制の構築	
	(2) 学校規模や生徒のニーズを踏まえた部の設置	
	① 学校規模に応じた部の設置	
	② 生徒のニーズを踏まえた部の設置	
	(3) 参加する大会等の見直し	
	① 各連盟や協会、実行委員会主催の大会や練習会等	
	② 年間活動計画等の作成	
	③ 生徒や保護者、指導者の負担軽減	
	(4) 指導者（部活動指導員含む）の配置	
	① 複数顧問制による運営	
	② 外部指導者等の活用	
	(5) 部活動の適正な運営に係る研修	
	① 複数顧問制による運営	
	② 外部指導者等の活用	
	(6) 地域との連携	
4	合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組・・・	P 10
	(1) 適切な部活動指導	
	① 適切な指導の実施	
	② 体罰の禁止	
	③ 事故防止対策等	
	(2) 効果的な指導	
	① 部活動顧問の指導力向上と生徒の主体性・自立の育成	
	② スポーツ医・科学的な見地、科学的トレーニングの導入	
	③ 部活動用指導手引の活用	
5	おわりに・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 13

別紙 1 「学校の運動部活動に係る活動方針」

別紙 2 「部活動年間活動計画（休養日設定確認表）」

別紙 3 「佐渡市立中学校部活動指導員設置規則」

1 部活動の位置付け

学校の部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われるものであり、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程と関連して行われるものである。

○中学校学習指導要領（平成 29 年 3 月）（抜粋）

第 1 章総則 第 5 学校運営上の留意事項

教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。
特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

第 2 章各教科 第 7 節 保健体育 第 3 指導計画の作成と内容の取扱い

第 1 章総則の第 1 の 2 の (3) に示す学校における体育・健康に関する指導の趣旨を生かし、特別活動、運動部の活動などとの関連を図り、日常生活における体育・健康に関する活動が適切かつ継続的に実践できるよう留意すること。

○高等学校学習指導要領（平成 30 年 3 月）（抜粋）

第 1 章総則 第 6 款 学校運営上の留意事項

教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。
特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

第 2 章各学科に共通する各教科 第 6 節 保健体育 第 3 款各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い

第 1 章総則第 1 款の 2 の (3) に示す学校における体育・健康に関する指導の趣旨を生かし、特別活動、運動部の活動などとの関連を図り、日常生活における体育・健康に関する活動が適切かつ継続的に実践できるよう留意すること。

2 これからの部活動の在り方

これからの部活動は、生徒にとっても教員にとっても魅力あるものでなければならぬ。この基本方針をもとに、3つの視点から取組を進めていく。

(1) 基本方針

生徒にとっても教員にとっても魅力ある部活動の実現

<生徒> ①「バランスのとれた健全な成長の確保」

②「自主的、自発的な参加による部活動」

○ 健全な成長の促進

- ・ 技能や記録、仲間との人間関係づくりなどの目標や課題を生徒が自ら設定し、その達成、解決に向けて取り組む力の育成
- ・ 心身のバランスのとれた健全な成長を目指す、部活動の運営、指導の推進

○ 希望制による自主的な参加の促進

- ・ 個々の生徒が興味・関心や適性等に基づき、学校生活を通して継続的に取り組もうとする部活動を自らの意志で決定

○ 希望した部活動ができる体制

- ・ 適度な活動量や運動強度を望む生徒への対応
- ・ 少子化に伴う部員の減少対策
- ・ 地域等との連携による多様な部活動ができる環境づくりの推進

○ 適切な指導による技能の向上

- ・ 外部指導者の導入

<教員> ③「ワーク・ライフ・バランスの実現」

○ 休養日等を明確にした指導計画の作成

- ・ 休養日を明確にした年間や月間の練習計画の作成による長時間勤務の改善

○ 複数顧問制でのワークシェアリングによる負担の軽減

- ・ 部活動顧問で部活動指導を分担することによる、部活動指導の負担の軽減と校務分掌業務や教材研究等の時間の確保

○ 部活動指導員等の活用による土日・祝日の負担の削減

- ・ 部活動指導員が指導することによる教員の負担軽減と余暇時間や家族との時間の確保

【部活動指導員とは】

- 1 部活動指導員は、学校教育法施行規則第 78 条の 2 に基づき、「中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（学校の教育課程として行われるものを除く。）に係る技術的な指導に従事する」学校の職員（義務教育学校後期課程、高等学校、中等教育学校並びに特別支援学校の中学部及び高等部については当該規定を準用）。学校の教育計画に基づき、校長の監督を受け、部活動の実技指導、大会・練習試合等の引率等を行う。校長は、部活動指導員に部活動の顧問を命じることができる。
- 2 「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について（平成 29 年 3 月 14 日付け 28 ス庁第 704 号）」において、部活動指導員を制度化した概要、留意事項として部活動指導員の職務、規則等の整備、任用、研修、生徒の事故への対応、適切な練習時間や休養日の設定、生徒、保護者及び地域に対する理解の促進等について示されている。

(2) 基本方針の実現に向けた取組

① 部活動の方針の策定及び活動計画・実績の作成

- 校長は、佐渡市教育委員会の方針に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」（別紙 1 参照）を策定・公表するとともに、その運用を徹底する。
- 部活動顧問は、年間活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績（別紙 2 参照）を作成し、校長に提出する。

「学校の部活動に係る活動方針」 記載事項

- ☐ 目標
- ☐ 設置部活
- ☐ 活動日及び活動時間
- ☐ 大会参加等
- ☐ 部活動の運営
- ☐ 年間計画

- 校長は、実績報告書（別紙 2 参照）を教育委員会へ提出をする。
- 校長は、上記の「部活動に係る活動方針」及び活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。

② 適切な休養日や活動時間の設定

屋外競技の活動場所が季節によって限られる佐渡市の地域性や、目標の大会に向けて、活動量を増やす時期が必要となることが考えられる学校の実態を考慮し、次のとおりとする。以下の内容は、特設の部活動や複数の部活動に所属した場合も同じである。

【休養日、活動時間の設定基準】

〈休養日の設定〉

- 週当たり 2 日以上 of 休養日（平日 1 日以上、週休日等 1 日以上）を設けることを原則とし、年間で 100 日以上 of 休養日を設け、少なくとも週休日等に 50 日以上を充てる。
- 休養日の曜日は各学校で決定する。ただし、月に 1 度、市内中学校共通休養日を設ける。（原則として第 3 日曜日の「家庭の日」）
- 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じる。
- 長期休業中は、ある程度長期の休養期間を設ける。

〈活動時間の設定〉

- 1日の活動時間は、長くても平日2時間程度、学校の休業日は3時間程度とする。
 - 運動を週16時間以上すると、けがのリスクが高まる。
(「スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動について」(平成29年12月18日公益財団法人日本体育協会))
- 朝練習は、原則として行わない。
- できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- 安全管理の観点から、原則として指導者が活動に付く。
- 大会や練習試合等においては、活動時間が定められた時間(平日2時間程度、学校の休業日は3時間程度)以上になることがあるが、その後に休養日を設けるなど、学校生活等に支障が出ないように配慮する。
 - ただし、延長練習は、上位につながる大会やコンクールの2週間前から30分程度の活動を上限とする。
- 連続する土曜日・日曜日に1日以上休養日を設けることができない場合があることも考えられる。その場合は、土曜日・日曜日に年間で50日以上休養日を設けることとする。
- 佐渡市教育委員会は、上記に関し、適宜、支援及び指導・是正を行う。

【参考】「部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(平成30年3月スポーツ庁)

スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究を踏まえた基準

- ・ 学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)は少なくとも1日以上を休養日とする。)
- ・ 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- ・ 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養をとることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。
- ・ 休養日及び活動時間等の設定は、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。

3 適切な運営のための体制・環境整備

(1) 指導・運営に係る体制の構築

- 校長は、生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全確保、教師の長時間勤務解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部を設置する。

- 校長は、部活動指導員を佐渡市教育委員会に推薦をする。佐渡市教育委員会は、各学校の生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員を積極的に任用していく。

なお、部活動指導員の任用に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や、体罰は、いかなる場合も許されないこと、服務（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること等に関し、任用前及び任用後の定期において研修を行う。

- 校長は、部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。

- 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

- 佐渡市教育委員会及び校長は、教師の部活動への関与について「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成 29 年 12 月 26 日 文部科学大臣決定）」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成 30 年 2 月 9 日 付 29 文科初第 1437 号）」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

- 校長は、部活動顧問が救急機関等への連絡体制、救急救命法や A E D（自動体外式除細動器）の適切な使用方法について十分理解し、緊急時に適切に対応できるよう、学校全体としての安全管理体制を整備する。

- 部活動顧問は、施設設備、用具等の定期的な安全確認を行う。

- 部活動顧問は、保健調査票や健康診断の結果、保護者からの情報提供等により、生徒の健康状態を事前に把握するとともに、生徒の活動状況を常に確認し、けがや事故防止のための安全管理に努める。

- 保護者の理解と協力は、部活動の運営上欠かすことができない大切なことである。そのためには、部活動が部員一人一人を大切にし、自主的・自発的な参加による活動の中で、人間的な成長や充実した学校生活など、望ましい姿が見られることが前提となる。

具体的には、次の事項について配慮する必要がある。

- ・ 部活動の意義や学校としての考え、顧問としての指導に関する基本方針を明確にする。
- ・ 練習計画・練習内容・活動時間・休養日を明確にし、保護者に示す。
- ・ 部活動中に怪我等が発生したら、速やかに保護者に連絡し、状況説明を行う。

(2) 学校規模や生徒のニーズを踏まえた部の設置

① 学校規模に応じた部の設置

- 学校に設置する部数
 - ・ 校長は、佐渡市教育委員会の方針に則り、各部において複数顧問制による運営が可能となる部数を設置するよう努める。
- 設置する種目の選定
 - ・ 校長は、佐渡市教育委員会の方針に則り、生徒のニーズや意見を把握するとともに、保護者の意見や地域の実態、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団等地域のスポーツ団体等との協働・融合を考慮し、設置する種目を選定する。

② 生徒のニーズを踏まえた部の設置

校長は、生徒の1週間の総運動時間が男女ともに二極化の状況にあり、また、生徒の運動・スポーツに関するニーズは、競技力の向上以外にも、友達と楽しめる、適度な頻度で行える等多様である中、現在の部活動が、障害のある生徒等も含めて生徒の潜在的なスポーツニーズに必ずしも応えられていないことを踏まえ、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる部を設置するよう努める。

具体的な例としては、より多くの生徒の運動機会の創出が図られるよう、季節ごとに異なるスポーツを行う活動、競技志向でなくレクリエーション志向で行う活動、体力づくりを目的とした活動等、生徒が楽しく体を動かす習慣の形成に向けた動機付けとなるものが考えられる。

少子化に伴い、単一の学校では特定の競技の部を設けることができない場合には、生徒のスポーツ活動の機会が損なわれることがないよう、複数校の生徒が拠点校の部活動に参加する等、合同部活動等の取組も考えられる。

(3) 参加する大会等の見直し・精選

日頃の練習の成果や目標を達成するため、各種大会に参加することは有意義なことであるが、その参加の在り方について、各学校で検討することが必要である。

① 各連盟や協会、実行委員会主催の大会や練習会等

各連盟や協会、実行委員会主催の大会や練習会等の参加について、各学校の実態を考慮し、各学校で見直し・精選を検討していく。

② 年間活動計画等の作成

- ・ 学校教育（行事）を最優先し参加する大会を精選し、年間の活動計画を作成する。
- ・ 島外遠征等についても、計画的に取り組む。
島外遠征については、1部活動につき、年間3回を上限に、各校の部活動運営計画に明記する。ただし、佐渡地区予選を勝ち上がっての大会等の参加は、除外とする。

③ 生徒や保護者、指導者の負担軽減

大会や対外試合が生徒の疲労につながらないように、十分配慮するとともに、保護者の出費等、負担はできるだけ少なくするよう配慮する。

(4) 指導者（部活動指導員含む）の配置

① 複数顧問制による運営

- 事故等の未然防止と不測の事態への対応
 - ・ 佐渡市教育委員会は、生徒や教員の数、校務分担の状況といった学校の実態等に応じて、指導内容の充実、生徒の安全・安心の確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、部活動指導員を任用し、学校に配置するよう努める。
 - ・ 校長は、各部には、生徒のけがや事故を未然に防止し、安全な部活動を実現するとともに、不測の事態が発生した場合に適切な対応ができるよう、複数の顧問を置く。その際、教員の数、校務分担の状況といった学校の実態に応じて、部活動指導員を活用する。

② 外部指導者等の活用

部活動は学校教育の一環として、学校、顧問の教員により進められる教育活動であることから、外部指導者等の協力を得る場合には、学校全体の目標や方針、各部の活動の目標や方針、計画、具体的な指導の内容や方法、生徒の状況、事故が発生した場合の対応等について、学校、顧問の教員と外部指導者等との間で十分な調整を行い、外部指導者等の理解を得るとともに、相互に情報を共有することが必要である。

〈外部指導者等〉

- ・ 部活動指導員（単独での指導、引率等が可能）の活用
※ 別紙3「佐渡市立中学校部活動指導員設置規則」
- ・ 外部指導者（顧問に協力し、主に技術指導を行う）の活用

〈顧問と外部指導者等が確認すべき事項〉

- ・ 活動目標、活動計画、活動内容
- ・ 顧問と外部指導者の役割分担
- ・ 緊急連絡体制、事故発生時の対応等
- ・ 体罰等の禁止
- ・ 生徒間トラブル等の生徒からの相談に関する情報共有
- ・ 個人の情報など知り得た秘密を守ること

〈学校とのトラブルになりやすい外部指導者等の行為の例〉

- ・ 独自判断による練習日・場所・時間・練習内容等の変更
- ・ 独自判断による大会への参加や練習試合・練習会の計画
- ・ 定められた部活動の時間以外における生徒への指導
- ・ その他、学校の方針に反する指導等

（５）部活動の適正な運営に係る研修

佐渡市教育委員会は、部顧問を対象とするスポーツ指導に係る知識及び実技の質の向上並びに学校の管理職を対象とする部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組を行う。

（６）地域との連携

- 学校は、部活動を持続可能なものとするため、学校や地域の実態に応じて、複数校の生徒が拠点校の部活動に参加する等の合同部活動の取組や、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団等地域のスポーツ団体との協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境の整備を進める。
協働・融合については、学校や地域の実態に応じて検討する。
- 佐渡市教育委員会及び校長は、生徒のスポーツ環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に生徒を育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境整備を進める。
- 佐渡市教育委員会及び校長は、学校と地域・保護者が共に生徒の健全な成長のための教育、スポーツ環境の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

4 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

(1) 適切な部活動指導

① 適切な指導の実施

- 学校教育の一環として行われる部活動は、スポーツに興味と関心をもつ同好の生徒が、より高い水準の技能や記録に挑戦する中で、生徒に下記のような様々な意義や効果をもたらし、各学校の教育課程での取組とあいまって、学校教育が目指す生きる力の育成、豊かな学校生活を実現させる役割を果たすことが望まれる。
 - ・ スポーツの楽しさや喜びを味わい、生涯にわたって豊かなスポーツライフを継続する資質や能力を育てる。
 - ・ 体力の向上や健康の増進につながる。
 - ・ 自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成する。
 - ・ 自己の力の確認、努力による達成感、充実感をもたらす。
 - ・ 互いに競い、励まし、協力する中で友情を深めるとともに、学級や学年を離れて仲間や指導者と密接に触れ合うことにより学級内とは異なる人間関係の形成につながる。
- 継続的にスポーツを行う上で、生徒が勝利を目指すこと、今以上の技能の水準や記録に挑戦することは自然なことであり、それを学校が支援すること自体が問題とされるものではないが、大会で勝つことのみを重視し過重な練習を強いることなどがないようにし、生徒の健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育むためのバランスのとれた運営と指導を行う。
- 生徒が取り組みたいスポーツの種目、身に付けたい技能や記録の向上の程度は様々である。より高い水準の技能や記録に挑むことを重視する生徒、自分なりのペースでスポーツに親しみたい生徒、一つの種目よりも様々な種目に挑戦したい生徒がいる。

学校は、生徒の運動・スポーツに関するニーズが、競技力の向上以外にも、友達と楽しめる、適度な頻度で行える等多様であることを踏まえ、例えば、季節ごとに異なる競技種目を行う活動、競技志向でなくレクリエーションとして行う活動、体力づくりを目的とした活動等、生徒のニーズを踏まえた部を設置すること等により、より多くの生徒の運動機会の創出を図る。

② 体罰等の禁止

- 部活動顧問等の指導者は、いかなる理由があっても、部活動での指導で体罰等を正当化することは誤りであり、決して許されないものであるとの認識をもち、体罰等のない指導に徹する。
- 校長、指導者その他の学校関係者は、部活動での指導で体罰等を厳しい指導として正当化することは誤りであり、決して許されないものであるとの認識をもち、それらを行わないようにするための取組を行うことが必要である。

- 部活動顧問等の指導者は、生徒の人格を否定する発言や指導者としての信用を失墜させる行為（セクハラ、パワハラ、モラハラ等）は、生徒や保護者の信頼を裏切る行為であり決して許されないものであるとの自覚をもち指導にあたる。
- 部活動顧問等の指導者は、個人情報の取扱については、漏洩等がないよう学校の規則に則り適切に管理する。

③ 事故防止対策等

部活動顧問は、部活動の指導において、以下の点を特に留意し、生徒の安全・安心の確保を徹底する。

- 部活動の事故・怪我への対応
 - ・ 近年も部活動で頭頸部の事故、熱中症等が発生しており、怪我や事故を未然に防止し、安全な活動を実現するための学校全体としての万全の体制づくりが必要である。
 - ・ 頭頸部の事故、熱中症の症状が発生した場合は、人命を第一に考え、迷わず救急車を要請する。
 - ・ 生徒が意識不明に陥り、心肺停止が心配される場合は、迷わず AED を使用する。そのため、学校においては、養護教諭に限らず、全教員が躊躇なく AED の操作ができるように AED 講習会を年間予定に組み入れる。
- 健康管理
 - ・ 生徒の健康面での安全を確保しながら活動をするため、次の事項について校内で情報を共有し、適切な指導が行われるよう留意すること。
 - ア 健康観察による体調確認
 - イ 持病や障害等（循環系、アレルギー等）
 - ウ 健康診断結果や保健室利用状況等
 - ※各学校（部活動）においては、年間を通して一律に同じ練習時間を設定するのではなく、猛暑日の多い夏期または寒冷で日暮れの早い冬期など、その季節の実情に合わせ、練習時間や内容を変更するなど健康管理に十分気を配ること。
- 事故防止対策
 - 活動中の事故を防止するため、次の事項等に留意すること
 - ア 急激な気候変動（突風・竜巻・落雷・雷など）
 - イ グラウンドの凹凸、地面の凍結、体育館の床の留め具の破損など、施設の瑕疵の有無の確認
 - ウ バスケットのゴールなどの器具の設置の安全確認
 - エ バット、ラケット等の用具の破損等の有無の確認
 - オ 技術レベルや体格差による危険性を考慮した安全確認

(2) 効果的な指導

① 部活動顧問の指導力向上と生徒の主体性・自立の育成

- 部活動顧問は、部活動が総合的な人間形成の場となるよう、当該スポーツ種目の技術的な指導、ルール、審判に係る内容とともに、生徒の発達の段階や成長による変化、心理、生理、栄養、休養、部のマネジメント、コミュニケーション等に関する幅広い知識や技能を継続的に習得し、多様な面での指導力を身に付けていくとともに、それらを向上させる。
- 部活動顧問は、一方的な方針により活動するのではなく、生徒との意見交換等を通じて生徒の多様な部活動へのニーズや意見を把握し、生徒の主体性を尊重しつつ、各活動の目標、指導の方針を検討、設定する必要がある。生徒が生涯にわたってスポーツに親しむ基礎を育むこと、発達の段階に応じた心身の成長を促すことに十分留意した目標や方針を設定する。
- 部活動顧問は、生徒が、技能や記録等に関する自分の目標や課題、部活動内での自分の役割や仲間との関係づくり等について自ら設定、理解して、その達成、解決に向けて必要な内容や方法を考えたり、調べたりして、実践につなげるような主体的に取り組む力を育成する。
- 部活動顧問は、生徒同士で、部活動の方向性や各自の取組姿勢、試合での作戦や練習にかかる事柄等について、筋道を立てて話し合う活動などにより目標達成や課題解決に向けて必要な取組を考え、実践につなげるような生徒が自立して取り組む力を発達の段階に応じて育成する。

② スポーツ医・科学的な見地、科学的トレーニングの導入

部活動顧問は、技能や記録の向上といった生徒の目標が達成できるよう、各競技種目の特性を踏まえた科学的トレーニング方法を積極的に導入し、生徒の発達の段階に応じた適切な休養を取りながら、短時間で効果が得られる活動を実施する。

③ 部活動用指導手引の活用

部活動顧問は、スポーツ競技の国内統括団体が作成する、部活動における合理的でかつ効率的・効果的な活動のための指導手引を活用し、各競技種目の特性を踏まえた合理的でかつ効率的・効果的な活動を実施し、技能や記録の向上等を図る。

〈指導手引の内容例〉

- ・ 競技レベルに応じた1日2時間程度の練習メニュー例
- ・ 週間、月間、年間での活動スケジュール例
- ・ 効果的な練習方法、指導上の留意点、安全面の注意事項等

5 おわりに

- 引き続き、国や県の動向を注視しながら、佐渡市の学校体育団体や競技団体等と連携し、取組状況の確認や課題の整理等を行う。
- 部活動指導者研修会を実施し、部活動の適正化に向けた情報提供を行う。
- 文部科学省では、「学校における働き方改革に関する緊急対策」において、文化部活動に関しても部活動と同様にその在り方等について検討し、ガイドラインを作成する等必要な取組を行うとしていることから、佐渡市でも、国や県の動向等を踏まえ、文化部活動の取扱を検討する。
- 本方針は、国や県の方針に基づき、生徒の視点に立った、学校の部活動改革に向けた具体の取組について示すものである。しかし、今後、佐渡市の少子化がさらに進むことを踏まえれば、ジュニア期におけるスポーツ環境の整備については、長期的には、従来の学校単位での活動から一定規模の地域単位での活動も視野に入れた体制の構築が求められる。
- このため、佐渡市は、本方針を踏まえた部活動改革の取組を進めるとともに、地域の実情に応じて、長期的に、地域全体で、これまでの学校単位の部活動に代わりうる生徒のスポーツ活動の機会の確保・充実方策を検討する必要がある。
- おわりに、本方針の作成にあたり、佐渡市中学校長会の皆様をはじめ、御協力をいただきました関係各位に対しまして、深く感謝の意を表します。

【引用・参考文献等】

- 中学校学習指導要領(平成 29 年 3 月 文部科学省)
- 高等学校学習指導要領 (平成 30 年 3 月 文部科学省)
- 29 文科初第 1437 号平成 30 年 2 月 9 日「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について(通知)」
- 「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(平成 30 年 3 月スポーツ庁)
- 「新潟県部活動の在り方に係る方針」(平成 30 年 5 月 新潟県教育委員会)
- 「新潟市立中学校部活動指導のガイドライン【30 年度版】」(平成 30 年 3 月 新潟市)

〇〇〇〇学校 部活動に係る活動方針

1. 目標

- (1) 部活動は学校教育の一環として実施する。
- (2) 余暇の善用を図り、心身を鍛え充実した生活を築こうとする自主的な態度を育てる。
- (3) 技術・競技力を向上させるだけでなく、個性の伸長と生涯教育の一環として楽しみながら活動する面の両立を図る。

2. 本年度の部活動

(1) 本年度設置する部活動について

陸上競技（男女）・バスケットボール（男女）・バレーボール（女）・ダンス（女）・
吹奏楽・・・など

(2) 活動時間及び日数について

- ① 活動時間 学期中 平日 2 時間 週休日等 3 時間程度

(練習試合や大会等を除く)

長期休業中 平日・週休日等 3 時間程度

(練習試合や大会等を除く)

- ② 休養日 平日 1 日以上、週休日等 1 日以上の週 2 日とする。

別紙「年間活動計画」による。

③ その他

- ・ 定期考査 1 週間前（土日含む）は部活動を行わない。大会等がある場合は校長に相談する。
- ・ 年末年始等の学校閉庁日は部活動を行わない。大会等がある場合は校長に相談する。
- ・ 平日の休養日の変更はその週の中で補い、週休日の休養日の変更はその月を含め、3 か月以内に補う。

(3) 大会参加について

部活動として参加する大会は、以下の点に該当するものとする。

- ① 県中体連（高体連・高野連・高文連）主催、共催、後援の大会とする。
- ② その他の大会については、校長が許可した場合のみ参加を認める（ただし、生徒の健康面・学習面には十分配慮する）。

3. 部活動運営について

(1) 体罰等の禁止について

部活動顧問等の指導者は、いかなる理由があっても、部活動での指導で体罰等を正当化することは誤りであり、決して許されないものであるとの認識をもち、体罰等のない指導に徹する。

(2) 保護者の理解と協力について

保護者の理解と協力は、部活動の運営上欠かすことができない大切なことであることから、顧問としての指導に関する基本方針・練習計画・練習内容・活動時間・休養日を明確にし、保護者に示す。

部活動活動計画および実績報告(休養日設定確認表)記載例

【作成・公表の手順】

○年間活動計画の作成・公表

- ・年間の休養日を設定し、「計画休養」欄に「○」を入力 →①
- ・学校行事、定期考査日程、大会日程等を「備考」欄を入力 →②
- ・年間の休養日と行事予定が入った活動計画をホームページ等で公表する。

○月間活動計画・実績報告の作成・公表

※毎月末に翌月の休養日、行事予定を確認、かつ当月の実績報告を入力し、年間計画を更新する。

- ・翌月の休養日、行事予定の確認(年間計画からの変更は、「計画休養」欄を修正) →③
- ・当月の休養日の報告、「実績報告休養」欄に「○」を入力 →④
- ・当月の活動時間の報告、「実績報告時間」欄に活動時間を入力 → ⑤

※「年間計画休養日」「年間報告休養日」「月間計画休養日」「年間報告休養日」欄

→自動で数字が入ります。(入力不要)

①年間活動計画において休養日とするところに「○」を入力。

②学校行事や大会日程等を入力。

③年間計画の18日(水)休養日を、19日(木)に変更する。
月間計画作成時に18日(水)の「○」を削除し、19日(木)に「○」を入力。

④実際に休養日としたところに「○」を入力。

⑤実際の活動時間を入力。

年間		年間計画休養日														年間報告休養日														活動時間		時間	
		平日 50 日 土日祝日 50 日														平日 50 日 土日祝日 50 日																	
4月		月間計画休養日														月間報告休養日														63		時間	
日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30			
曜日	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月			
計画	休養	○			○			○			○				○				○				○						○				
実績	休養	○			○			○			○				○				○				○						○				
報告	時間	0	2	2	0	2	2	3	0	2	2	0	2	2	3	0	2	2	2	0	2	6	3	0	2	2	2	6	6	0			
備考						始業式															練習試合						地区大会	地区大会	地区大会	振替休日			

5月		月間計画休養日														月間報告休養日														53		時間	
		平日 11 日 土日祝日 2 日														平日 11 日 土日祝日 2 日																	
日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31		
曜日	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木		
計画	休養			○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○											○		○			
実績	休養			○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○											○		○			
報告	時間	2	2	3	0	3	3	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	3	3	2	2	2	2	6	6	6	0	2	2	0		
備考				憲法記念日	みどりの日	こどもの日			考査一週間前						中間考査	中間考査	中間考査	中間考査							県総体	県総体	県総体						